

サウジアラビア - 完全外国資本による 卸売業および小売業の営業を許可 -

2016年7月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP に作成委託し、2016 年 7 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Fax: +971-4-384-4004
E-mail：mero@clydeco.ae

كلیدانڈ کو
CLYDE & CO

サウジアラビア－完全外国資本による卸売業および小売業の営業を許可－

2015 年 9 月の報告に続き、サウジアラビア政府は 2016 年 6 月 13 日の閣僚会議で、外国企業／投資家の 100%所有による卸売業および小売業の営業（取引活動）許可を承認しました。この決定は、サウジ国家変革計画および経済の多様化とエネルギー価格低下への対策を目的とする経済改革計画「ビジョン 2030」の発表後すぐに行われました。

これまで外国投資家（つまり湾岸協力理事会参加国の国民／企業以外）は、サウジ国民／企業との有限責任会社の形態による共同事業（**Trading JV**）に限り許可されていました。世界貿易機関(WTO)に対する公約と王国内の外国直接投資を監督するサウジアラビア総合投資院(SAGIA)の求める条件により、このような共同事業を行う法人への外国投資家の出資は、最大 75%と上限が定められています。また、外国株式資本の必要最低額は、2,000 万サウジ・リアルとされています。しかし、今回の承認を受け、外国企業／投資家は、100%外国資本の有限責任会社または支社（**Fully-owned Trading Entity**）の形態で事業を始める選択肢が与えられたことになります。下表にて二つの選択肢の違いと、それぞれの規則および条件をまとめました。

Trading JV（共同事業を行う有限責任会社）	Fully-owned Trading Entity（完全外資出資会社）
外国資本の上限は 75%	100%外国資本による所有
資本 25%を有する現地パートナーが必要	現地パートナーは不要
形態は有限責任会社に限定	形態は有限責任会社または支社
該当項目無し	外国投資家は、少なくとも三つの国際市場に進出していなければならない
外国株式資本の必要最低額は、2,000 万サウジ・リアル（およそ 530 万米ドル）	外国株式資本の必要最低額は、3,000 万サウジ・リアル(およそ 800 万米ドル)
該当項目無し	（初期投資の現金資本を含め）2 億サウジ・リアル（およそ 5.33 万米ド

	ル) 以上の投資を行う必要がある。この投資は、SAGIA から外国投資許可が交付された日から 5 年間で行われなければならない。
毎年、最低 15% のサウジ社員を訓練する必要がある。	毎年、最低 30% のサウジ社員を訓練する必要がある。
該当項目無し	労働社会開発省が定める割合に従いサウジ国民を雇用しなければならない。 開業後 5 年間、幹部職員としてサウジ国民を雇用するための計画を考案、実践し、その後、それら社員を継続して雇用しなければならない。
該当項目無し	開業後 5 年間に以下の条件のうち一つ以上を達成する必要がある。 ● 製造： 現地で販売する商品の 30% がサウジ国内で製造されなければならない。 ● 研究開発プログラム： 総売上の少なくとも 5% が、サウジ国内での研究開発プログラムの構築に費やされなければならない。 ● 物流と販売： 物流、販売、アフターサービスを統合したセンターを設置しなければならない。 営業許可取得後 5 年間の投資額が（初期投資の現金資本を含め）3 億サウジ・リアル（8,000 万米ドル）以上の企業は、上記の製造、研究開発プログラム、物流と販売に関する必要条件のいずれも免除されます。

SAGIA の理事会は、完全外資出資会社（Fully-owned Trading Entities）に適用される上記の必要条件から外国投資家を免除する権限があります。ただし免責は、包括的かつ明確で非差別的でなければならないとする規定が満たされることが前提となります。

既に SAGIA は DOW Chemical Company、3M およびファイザー に対し、完全出資会社としての営業許可を 3 件発行しています。これらの動きから、今回の発表により SAGIA が どのような企業を誘致しようとしているのかがうかがえます。

新規の完全出資会社への営業許可に加え、SAGIA は、上記の規則および必要条件が満たされることを前提に、完全出資会社への変更を希望する既存の外国投資家からの営業許可の改訂申請を検討中です。

たいてい今回のような新たな重大発表は、それによる影響が市場全体におよび、実際に反映されるまで、ある程度の時間がかかるでしょう。